

2018年度「全腎協ニューズレター」第1号  
全腎協事務局作成 (2018. 4. 26)

■入院したときの患者負担が増えます

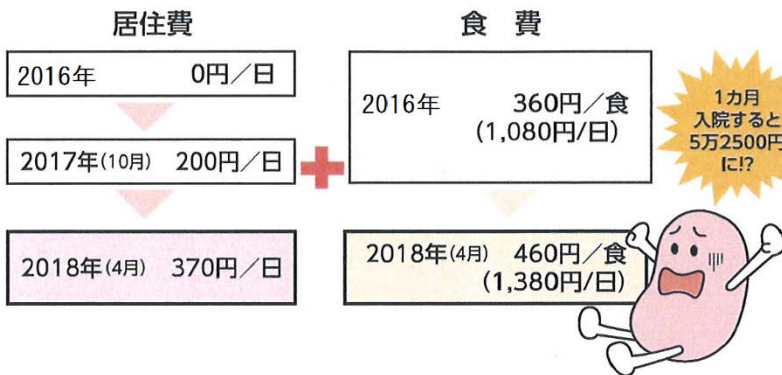
4月に入り、私たちに身近な社会保障制度の見直しが始まっています。これまで会報などでお知らせしてきたように、特に入院したときの患者負担が、透析患者も例外なく、増えています。

入院時の「食事代」では、この4月から2度目となる負担引き上げが始まりました。1食あたり360円から460円へ、負担が増えています。

負担が引き上げられる対象者には、低所得者（市町村民税非課税世帯）および難病、小児慢性特定疾患の患者は除かれますが、それ以外の透析患者は、例外なく増えることになります。

入院時食事代		療養病床 透析患者 (医療区分Ⅱ)	一般病床
65歳未満	一般所得	1食 460円	
	低所得 (市町村民税非課税世帯)	1食 210円 (90日超え1食160円)	
65歳以上	一般所得	1食 460円	
	低所得Ⅱ (市町村民税非課税世帯)	1食 210円 (90日超え1食160円)	
	低所得Ⅰ (市町村民税非課税世帯、かつ一定所得以下の70歳以上の者)	1食 100円	

65歳以上の療養病床(医療区分Ⅱ/透析患者)の場合



また、透析患者（65歳以上）が長期に入院（療養病床）した時の「居住費」は、昨年2017年10月から1日200円の負担が生じるようになりましたが、この4月から、さらに370円へと増えるようになりました。

入院期間が1ヶ月に及ぶと、医療費とは別に、居住費と食費だけで5万2,500円の負担が生じる計算です。

■受け取る年金額は据え置きに

4月からの年金額（6月支給）は、前年度と同額に据え置かれました。障害基礎年金2級および老齢基礎年金（満額）は、月額6万4,941円です。

年金額は据え置かれたと言っても、特に、後期高齢者医療の保険料や介護保険料などが年金から天引きされている高齢な患者にとって、多くの自治体で保険料が引き上げられているため、実質的な「引き下げ」感はありません。

国民年金の保険料については、2017年度に制度改定の上限金額である1万6,900円に達したことから、今年度は据え置かれました。

しかし、来年2019年度は、新たに成立した年金改革法により、100円引上げられ、月額1万7,000円になることがすでに決まっています。

なお、特別障害者給付金（国民年金任意加入期間に加入していなかったことにより障害基礎年金を受給できない障害者の救済制度）の額については、1級（障害基礎年金1級相当）は月額5万1,650円、2級（障害基礎年金2級相当）は月額4万1,320円です。

2018年度の年金額

国民年金(基礎年金)		月額
老齢基礎(満額)	障害基礎(2級)	6万4,941円
障害基礎(2級)		
加算額・加給年金額		年額
子の加算額 (障害基礎年金)	第1・2子	22万4,300円
	第3子以降	7万4,800円
配偶者加給年金額(障害厚生年金)		22万4,300円
国民年金保険料		
月額		1万6,900円